

各種手続



届出・証明(戸籍)

戸籍の届け出

問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

■受付窓口

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター

■届け出の種類と方法

婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届については、届け出の際に運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)等による本人確認を行います。

	届出期間	届出人	添付書類・用意する物	注意
出生届	生まれた日から14日以内	父か母、同居者、お産に立ち会った医師、助産師、その他立会者の順	<ul style="list-style-type: none"> ●届 書…1通(届書についている出生証明書に医師等の証明を受けてください) ●母子健康手帳 ●届出人の印鑑 ●国民健康保険被保険者証(父親か母親が加入している場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲内で決めてください
婚姻届	届け出た日から法律上の効力が発生	夫・妻	<ul style="list-style-type: none"> ●届 書…1通(証人2名が必要) ●戸籍謄本…夫・妻各1通(本籍地が柏市のかたは不要) ●届出人の印鑑(夫・妻のもの) ●国民健康保険被保険者証(柏市の保険に加入している場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●20歳未満のかたは、父母の同意が必要です ●土・日曜日、祝日に届け出るときは、事前に市民課か沼南支所窓口サービス課・各出張所・柏駅前行政サービスセンターで書類の審査を受けていただくことをお勧めします
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> ●協議離婚は届け出た日から法律上の効力が発生 ●調停と裁判離婚は、成立が確定した日から10日以内 	夫・妻、調停・裁判等は申し立て人	<ul style="list-style-type: none"> ●届 書…1通(協議離婚の場合は、証人2名が必要) ●戸籍謄本…1通(夫婦の本籍地が柏市の場合は不要) ●裁判による離婚の場合 調停の場合は調停調書 審判か判決の場合は、その謄本と確定証明書 ●届出人の印鑑 ●国民健康保険被保険者証(柏市の保険に加入している場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●婚姻中の氏を離婚後も希望する場合は「離婚の際に称していた氏を称する届」も必要となります ●子が離婚後の父か母の戸籍に入籍する場合は、後日家庭裁判所の許可を得て「入籍届」を出してください
転籍届	届け出た日から法律上の効力が発生	筆頭者とその配偶者(一方の場合もあり)	<ul style="list-style-type: none"> ●届 書…1通 ●戸籍謄本…1通(柏市内で本籍を移動する場合は不要) ●届出人の印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ●新しい本籍の表示は地番、街区符号のいずれかで表示することになります
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族、同居していない親族、同居人、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、後見人の順	<ul style="list-style-type: none"> ●届 書…1通(届書についている死亡診断書に医師等の証明が必要) ●届出人の印鑑 ●後見人が届出する場合は、登記記載事項証明等 	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届が提出されると、「火葬許可証」が交付されますので火葬の場所、日時、出棺場所が分かるようにしてください

各種手続

戸籍や除籍の謄本・抄本



問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

柏市に本籍のあるかた、以前柏市に本籍があったかたは、戸籍または除籍の謄本・抄本の交付を下記窓口で受けることができます。郵便申請についてはP.55をご覧ください。

【受付窓口】

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー

【申請人】

- ①戸籍に記載されているかたまたはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属
- ②自己の権利行使や義務履行に必要な場合等、正当な理由のあるかた

【用意する物】

- ①運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）等、本人であることを証明する書類 ※本人確認に使用
- ②代理人の場合には、さらに依頼人が作成した委任状が必要となります

■戸籍等主な証明書と手数料

証明書の種類	内容	手数料(1通)
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	戸籍に記載された事項の全部を写したもの	450円
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	戸籍に記載された事項の必要部分を写したもの	450円
除籍全部事項証明書 (除籍謄本) 【改製原を含む】	除籍された戸籍に記載された事項を全部写したもの	750円
除籍個人事項証明書 (除籍抄本) 【改製原を含む】	除籍された戸籍に記載された事項の必要部分を写したもの	750円
身分証明書	破産宣告等を受けてないことの証明	300円
戸籍の附票	住所の異動過程の証明	300円

ウイングホール柏斎場



問 ウイングホール柏斎場
☎7131-6649 FAX 7132-4567

【所在地】 布施 281-1 MAP 7・E-2

【交通】 柏駅西口または北柏駅北口から、市立柏病院経由の柏たなか駅行き・東急柏ビレジ行き・柏市立高校行きバスか、柏たなか駅から柏駅西口行きバスで「前原」下車、徒歩15分

【予約について】

電話により24時間、予約を行うことができます。
※午前3時～4時まで予約システムのメンテナンスのため受け付けを停止

■火葬時間

火葬時間	午前 9時	午前 10時	午前 11時	正午	午後 1時	午後 2時	午後 3時
------	-------	--------	--------	----	-------	-------	-------

■貸出施設等

葬儀式場	大式場(最大120席)・小式場(最大70席) ※両式場ともイス席 貸出時間は午後3時～翌日の午後2時30分
祭壇	大・小両式場に祭壇を設置(外への持ち出しは不可) 祭壇は仏式・神式・正宗・キリスト教に対応
式場控室	イス席で、大式場は50席、小式場は40席 通夜振るまい、火葬時の待合室として使用可
遺族控室	葬家・親族等の控室で、大・小両式場とも和室の8畳 通夜時の仮泊可(風呂・寝具類の用意なし) 寝具はウイングホール売店(☎7131-6940)にて対応可
霊柩自動車	火葬または式場を使用する場合に、自宅等(遺体安置所)からウイングホール柏斎場へのご遺体搬送に使用可
霊安室	ご遺体の安置(ただし、いったんお預かりした後は通夜までご遺体との対面は不可)
骨つぼ	ウイングホール柏斎場にて骨つぼの販売あり
その他	僧侶控室、湯沸室、更衣室、コインロッカー等の利用可

■使用料

火葬許可証に記載された申請者または亡くなられたかたの住所が基準となります

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
火葬	15歳以上	4,600円	82,500円
	15歳未満	2,200円	66,000円

※その他死胎、改葬及び四肢料あり

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
待合室	2室目	1,800円	3,600円

※待合室1室目は無料

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
式場	大式場	115,000円	192,000円
	小式場	77,000円	115,000円
	祭壇	15,400円	30,800円

※使用は午後3時から翌日の午後2時30分まで

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
霊柩自動車	洋型	11,000円	16,000円

	区分	柏市、流山市、我孫子市	その他
霊安室	1日	6,200円	16,400円

各種手続

各種手続



住民登録

住所変更の届け出

問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

住所の異動に伴う届け出は、次の表の要領で、本人か同一世帯のかたが下記窓口で、期間内に手続きをしてください※本人確認あり。外国人住民のかたは、P.53の「外国人住民のかた」も確認を

■受付窓口

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター

区分	届け出の種類	届出期間	添付書類・用意する物	注意事項
他の市区町村から市内に引っ越してきたとき	転入届	引っ越した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出証明書（前住所地の市区町村発行のもの） ※特例転入のかたは不要 ● 介護保険受給資格証明書（介護認定を受けているかた） ● 後期高齢者医療負担区分等証明書（転入するかたが後期高齢者医療保険加入者の場合） ● 国民年金手帳（転入するかたが国民年金加入者の場合） ● マイナンバーカードか住民基本台帳カード（交付を受けているかた） ● 通知カード（お持ちのかた） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居表示を実施している地域に建物を新築・改築した場合は市民課に建物新築届を出し、住所の付定を受けてください（建築確認済証等の持参を）。このとき付定された番号が建物の住所となります ● 特例転入届の際は、前住所地等で交付されたマイナンバーカードか住民基本台帳カードを持参し暗証番号の入力が必要です
	特例転入届（マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けているかた）			
市内から他の市区町村に引っ越すとき	転出届	引っ越し間近の日から	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険被保険者証（転出するかたが被保険者の場合） ● 印鑑登録証（転出するかたが印鑑登録している場合） ● 国民年金手帳（転出するかたが国民年金加入者の場合） ● 国民健康保険被保険者証（転出するかたが国民健康保険加入者の場合） ● 後期高齢者医療被保険者証（転出するかたが後期高齢者医療保険加入者の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい住所の表示を確認し、市内から引っ越し間近の日に手続きをしてください ● 転出届を郵送するときは、市民課へお送りください
	特例転出届（マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けているかた）			
市内で住所を変えたとき	転居届	引っ越した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険被保険者証（転居するかたが被保険者の場合） ● 国民年金手帳（転居するかたが国民年金加入者の場合） ● 国民健康保険被保険者証（転居するかたが国民健康保険加入者の場合） ● 後期高齢者医療被保険者証（転居するかたが後期高齢者医療保険加入者の場合） ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（交付を受けているかた） ● 通知カード（お持ちのかた） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・電話等の手続きも忘れずに
世帯主や家族が変わったとき	世帯変更届	変わった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険被保険者証（変わった世帯が国民健康保険に加入している場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主の要件は、その世帯の生計を維持できるかたです

各種手続

住民票の写し等の証明書



問 市民課 ☎7167-1128 [FAX] 7160-1036

柏市に住民登録のあるかた、以前柏市に住民登録があったかたは、住民票の写し等の証明書の交付を受けることができます。郵便申請についてはP.55をご覧ください。

【受付窓口】

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー

【申請人】

- ①本人または同一世帯のかた
- ②自己の権利行使や義務履行に必要な場合等、正当な理由のあるかた

【用意する物】

- ①運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）等、申請者であることを証明する書類
- ②代理人の場合には、さらに依頼人が作成した委任状

■住民票の写し等主な証明書と手数料

証明書の種類	内容	手数料(1通)
住民票の写し	続柄と本籍は省略できます	300円
住民票記載事項証明	住所、氏名、生年月日の証明	300円
不在証明	市内に住所と戸籍がないことの証明	300円
転出証明書	柏市から転出する旨の証明	無料
広域交付住民票の写し	市外の市区町村で柏市の住民票の写しの交付を受けることができます(申請できるのは本人と同一世帯のかたに限られます)※住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等官公署が発行した写真付きの証明書が必要	交付を受ける市区町村の手数料条例等で定められた金額(柏市は300円)

マイナンバーカード



問 市民課 ☎7167-1128 [FAX] 7160-1036

マイナンバーカードは、本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアでの住民票等の証明書の取得、電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等に利用ができます。

【交付を受けるには】

希望者は、交付申請書を地方公共団体情報システム機構へ郵送またはオンライン申請してください。市役所では、申請補助サービスを行っています。本人確認書類を持参の上、お越しください。

申請後、交付に必要な通知が届きますので、受け取り日時を予約の上、通知と本人確認書類2点を持参し、予約をした交付場所へお越しください※任意代理人、法定代理人による申請は、手続き方法が異なるため注意を※市役所、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンターで交付申請書やマイナンバーカードの受け取りが可能です

【手数料】

800円（初めて交付を受けるかたは無料）

公的個人認証サービス



問 市民課 ☎7167-1128 [FAX] 7160-1036

公的個人認証サービスは、マイナンバーカードに電子証明書を搭載することにより、コンビニ交付やe-Tax等の電子申請の利用環境を提供するものです。市役所、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンターで発行可能です。新たに申請する場合には、マイナンバーカードが必要となります。

【手数料】

200円（国の補助により無料、一部有料となる場合あり）

外国人住民のかた

入国した場合



問 市民課 ☎7167-1128 [FAX] 7160-1036

出入国港で在留カードが交付されたかた、もしくは旅券に「在留カード後日交付」の記載がなされたかたは、住居地を定めてから14日以内に在留カード（後日交付の場合は旅券）を持参の上、市民課へ転入届を提出してください。世帯主との続柄が分かる公的な文書を持参していただく場合があります。

出生した場合



問 市民課 ☎7167-1128 [FAX] 7160-1036

出生届が提出されると、住居地で「出生による経過滞在外者」として住民票が作成されます。経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に地方入国管理局で在留資格の取得を申請する必要があります。

住居地を変更した場合



問 市民課 ☎7167-1128 [FAX] 7160-1036

転出する市区町村に転出届を提出して転出証明書の交付を受けた後、転入先の市区町村に転出証明書と住民基本台帳カード（交付を受けているかた）、マイナンバーカード（交付を受けているかた）、通知カード（お持ちのかた）、在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍のかた全員分が必要）を持参し、転入届を提出してください。世帯主との続柄が分かる公的な文書を持参していただく場合があります。

1年以上もしくは期間未定で国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として市区町村に転出届を提出してください。

他市町村からの転入届の受付窓口は、市民課または沼南支所窓口サービス課です。転居届、転出届は、出張所、柏駅前行政サービスセンターでも手続可能です。

各種手続



特別永住者証明書について

問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

【申請期限】

特別永住者証明書の有効期間満了日の2カ月前から有効期間満了日までに市民課で有効期間の更新申請をしてください。

【16歳未満のかた】

16歳の誕生日の6カ月前から16歳の誕生日までに市民課で有効期間の更新申請をしてください。

【用意するもの】

特別永住者証明書、パスポート（あるかただけ）、写真1枚（縦4.0cm×横3.0cm）

印鑑登録証明

印鑑登録証明書とは

問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

印鑑登録証明書は、公正証書の作成、不動産の登記、金銭貸借の保証などに使われる重要なものです。印鑑登録証明書は、あらかじめ印鑑登録をした後に発行されるものです。登録がないと、すぐに証明が受けられない場合があります。余裕を持って市民課または沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナーで手続きをしてください。

印鑑登録するとき

問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

【受付窓口】

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー

【登録できるかた】

柏市に住民登録をしているかた※登録は1人1個

【登録できないかた】

15歳未満のかた、成年被後見人のかた

【登録できない印鑑】

- ・同一世帯のほかのかたが登録しているもの
- ・ゴム印や、材質・形状が変わりやすいもの
- ・破損、摩滅しているもの（輪郭全体の3分の1以上）
- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの。または、1辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- ・氏名以外の事項を併せて表しているもの
- ・住民票の氏名にない文字を加えたもの
- ・動物の絵柄等を姓・名に加工したもの
- ・動物の絵柄・図柄等を印影中に含めたもの
- ・逆彫りのもの

【手数料】

300円

■印鑑登録で用意する物

申請人	添付書類・用意する物
本人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録しようとする印鑑 ○本人であることを証明するもので、次のいずれかが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証やパスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）等の、写真を貼った官公署発行の資格証明書等 ・会社、その他法人の発行で、写真が貼ってあり、写真と台紙との間に割印などがされていて、発行者または代表者の押印があり、氏名が記載されている身分証明書 ・市内に印鑑登録しているかたによって本人であることを立証する保証書（指定用紙は市民課・支所、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナーの窓口にあります）
	<ul style="list-style-type: none"> ○本人であることを証明するものがない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本人が登録する印鑑を持って申請してください。申請を受けた後、照会書（回答書）を郵送しますので、自署・押印の上、その回答書と登録印を持参してください。なお、登録の際に健康保険証等で本人確認をさせていただきますので、併せて持参してください
代理人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録しようとする印鑑と委任状 <ul style="list-style-type: none"> ・申請を受けた後に本人の意思を確認するため、照会書（回答書）を登録者あてに郵送しますので、自署・押印の上、回答書と登録印を持参してください。なお登録の際に健康保険証等で本人確認をさせていただきますので、併せて持参してください ・回答書の提出も代理人に依頼する場合は、委任状と登録印、郵送された回答書に自筆・押印したものを代理人のかたに持参させてください ・代理人による申請の場合、即日の印鑑登録はできません。なお、印鑑登録証明書の交付までに約1週間掛かります ・代理人による申請の場合、代理人の本人確認をするため代理人の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の証明書を持参してください

印鑑登録証



問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

印鑑が登録されると、登録された証書として「印鑑登録証」(カード)を交付します。この登録証は、印鑑登録証明書を受けるときに必要となります。

【受付窓口】

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー

【紛失した場合】

各窓口へ届け出てください。登録された印鑑(実印)は効力を失い、印鑑登録証明書は交付されません。代理人の場合は、登録者本人が作成した委任状と代理人の本人確認をするための証明書が必要です。

【引き換えをする場合】

紙製のカードまたは旧沼南町のカードを、新プラスチックカードに引き換えることができます。

■用意するもの

- ・本人 = 旧印鑑登録証と免許証等の身分証明書
- ・代理人 = 旧印鑑登録証、代理人の身分証明書と委任状

印鑑登録証明書を受けるとき



問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

【受付窓口】

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー

【申し込み】

印鑑登録証を持って、各窓口で手続きしてください。代理人が申請する場合も印鑑登録証が必要です。委任状と実印は不要です。本人確認のため、運転免許証や保険証などの身分証明書を持参してください。

【手数料】

300円

印鑑登録の廃止届



問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

【受付窓口】

市民課、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー

【届け出】

本人が印鑑登録証を持参してください。代理人の場合は、このほかに登録者本人が作成した委任状と代理人の本人確認をするための証明書が必要です。

コンビニ交付

コンビニ交付とは



問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

コンビニエンスストア(大手4社他)に設置のキオスク端末のカード置場にお客様のマイナンバーカードを置き、暗証番号を入力

することで、47都道府県にある5万を超える店舗で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票が取得できます。

なお、マイナンバーカードに公的個人認証サービスの電子証明書が記載されていないと手続きはできません。

また、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票は、本籍が柏市にあるかたのみが対象となります。本籍が他市にあるかたは、本籍地にお問い合わせください。

コンビニのキオスク端末の利用時間



問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

問 市民税課 ☎7168-1612 FAX 7167-3203
(⑤～⑦の証明書についてののみ)

利用時間	①印鑑登録証明書・住民票の写しは、午前6時30分～午後11時 ②戸籍謄本・抄本、戸籍の附票は、平日午前8時30分～午後5時15分
利用できない日	①コンビニの臨時休業日 ②機器のメンテナンス日等
取得できる証明書	①住民票の写し(個人・世帯全員のもの)1通300円 ②印鑑登録証明書1通300円 ③戸籍謄本・抄本1通450円 ④戸籍の附票1通300円 ※戸籍謄本・抄本、戸籍の附票は本籍が柏市にあるかただけ ⑤課税証明書1通300円 ⑥所得証明書1通300円 ⑦非課税証明書1通300円

※本庁舎と柏駅前行政サービスセンターに設置している証明書自動交付機は、令和元年9月末をもって廃止します。マイナンバーカードを取得して、コンビニ交付サービスをご利用ください

届出・証明に関わるサービスと施設

市民課以外の窓口業務の取り扱い場所として、沼南支所窓口サービス課、出張所、柏駅前行政サービスセンター、柏の葉サービスコーナー(P.45参照)があります。また、住民票の写し、戸籍謄本・抄本などの申請は郵便で行うこともできますので、ご利用ください。

郵便申請



問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036

【申し込み】

用紙に必要な事項を記入し、手数料分の定額小為替と、返信用封筒に切手を貼ったもの、運転免許証・住民基本台帳カード(写真付)・マイナンバーカードなど本人であることを証明する書類の写しを同封して、市民課へ郵送してください。郵便で申請された証明書の送付先は、住民記録されている住所だけとなります。

【申請できる証明】

住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本等※印鑑登録証明書の申請は不可

【その他】

申請書の様式は、市のホームページでダウンロード可

各種手続



共同発行

問 市民課 ☎7167-1128 FAX 7160-1036
 柏駅前行政サービスセンター
 ☎7168-5500 FAX 7168-5501

柏・流山・我孫子の各市に住所のあるかたは、いずれかの市役所（市民課）か柏駅前行政サービスセンター、流山おおたかの森市民窓口センターで住民票の写し等の証明書を交付できます。

【利用時間】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

【申請できるかた】

住民票の写し＝本人か本人と同一世帯のかた
 印鑑登録証明書＝本人か本人と同一世帯のかた
 戸籍等＝3市のいずれかに戸籍・除籍等があるかたと同一戸籍に記載されているかた

【用意する物】

運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード（写真付）・印鑑登録証（印鑑登録証明書の申請だけ）等、本人であることを証明する書類

【申請できる証明】

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、改製原戸籍謄本・抄本、身分証明書、印鑑登録証明書

税証明書の発行

問 市民税課 ☎7168-1612 FAX 7167-3203

問 資産税課 ☎7167-1125 FAX 7167-3203

区分	手数料	発行窓口
●納税証明書 ●課税証明書 ●所得証明書 ●非課税証明書	1通 300円	市民税課 沼南支所窓口サービス課 出張所 柏駅前行政サービスセンター 柏の葉サービスコーナー
●軽自動車継続検査（車検）用納税証明書（＊）	無料	※固定資産課税台帳記載事項証明書 記載事項証明書（償却資産分）は市民税課以外は発行不可
●固定資産課税台帳記載事項証明書 ●固定資産評価証明書 ●固定資産公課証明書 ●固定資産登録証明書	1通 300円 （1通には5物件まで記載）	
●資産証明書	1通 300円	
●営業証明書（＊）	1通 300円	
●法人用住所証明書（＊） ●バイク等の登録・廃車（125cc以下のもの）	無料	市民税課 沼南支所窓口サービス課 ※沼南支所窓口サービス課では住宅用家屋証明書の発行は不可
●固定資産名寄帳証明書	5物件単位で 300円（注）	
●住宅用家屋証明書	1通 1,300円	

区分	手数料	発行窓口
●固定資産課税台帳の閲覧	5物件単位で 300円（注）	資産税課 沼南支所窓口サービス課

※申請の際には、次のいずれかの提示が必要
 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード（写真付）・身体障害者手帳等
 ※代理人が申請する際には、委任状が必要（＊印を除く）
 （注）1～5物件の場合は300円、6～10物件の場合は600円と5物件ごとに300円加算した金額になります（例：11物件の場合は900円になります）

国民健康保険

保険に加入する必要があるかた

問 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103

国民健康保険には、会社員や公務員・船員など、他の公的な健康保険に加入していない全ての人が対象です。

こんなときは届け出を

問 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103

国民健康保険に加入したり、やめたりするときには、14日以内に届け出が必要（他の健康保険に加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失にはなりません）。

なお、手続きの際は次のものをお持ちください。

- ①公的機関発行の顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポート・個人番号（マイナンバー）カード等）
 - ②世帯主と対象者の個人番号（マイナンバー）通知カード等
- ※上記に加えて、手続きの内容によって以下のものをお持ちください

	こんなとき	用意するもの
加入するとき	柏市に転入してきたとき	限度額適用認定証が必要なかたは前年中の所得が分かるもの（確定申告書の控え、課税証明書）
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失日か退職日が明記された書類（健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票等）
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者の資格喪失証明書
	任意継続健康保険をやめたとき	任意継続健康保険の資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	出産育児一時金の申請には、保険証世帯主名義の口座が分かるもの、出産費用の領収明細書、直接支払制度に関する合意文書が必要です
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護受給証明書

一般労働組合 エリアマップ12図 E-1

笑顔あふれる 住まいづくり 街づくり

千葉土建一般労働組合 柏流山支部

共済・建設国保・一人親方労災。働く仲間とささえあう確かな安心。

■柏市常盤台3-16
 ■TEL:04-7164-2093
 ■営業時間/09:00～17:00
 ■定休日/土曜・日曜・祝日 ■URL:http://www.doken-kn.jp/

あり



	こんなとき	用意するもの
やめるとき	柏市から転出するとき	転出するかた全員分の保険証
	職場の健康保険に入ったとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	脱退するかた全員分の職場の健康保険証と国民健康保険証
	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	亡くなったかたの保険証 葬祭費の申請には、葬儀費用の領収書または会葬礼状(亡くなったかたと、施主または喪主のかたの名前の記載があるもの)、施主または喪主名義の口座が分かるものが必要です
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護受給証明書
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証
	修学や施設入所のため柏市から転出するとき	保険証、在学証明書(施設入所の場合は入所証明書)、異動先の住民票、印鑑

- (補足1) 公的機関発行の顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、保険証を住民登録上の住所地へ郵送します
- (補足2) 同世帯以外のかたがお手続する場合は、委任状とお手続に来るかたの公的機関発行の顔写真付き身分証明書が必要です
- (補足3) 転出入や住所・世帯主・氏名などが変わるときは、住民票の異動の届出を済まされてからお手続ください
- (補足4) 国民健康保険加入者で新たに70歳になったかたには、誕生月の翌月(ただし1日生まれのかたは誕生月)から適用となる高齢受給者証を兼ねた保険証を送付します

保険料の計算の仕方

問 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103

【合算して算出】

医療分・後期高齢者支援金分・介護分(40歳以上65歳未満の加入者のみ)のそれぞれで次の3つの項目をもとに算定し、それらを合計して世帯ごとに保険料を決定します。

- ・所得割額(加入者の前年の所得をもとに計算)
- ・均等割額(世帯の加入者数に応じて計算)
- ・平等割額(1世帯ごとの定額、医療分のみ)

【使われ方】

加入者が病気やけがをしたときの医療費や子どもが生まれたときの出産育児一時金、加入者が亡くなったときの葬祭費、保健事業費などに使われます。

保険料の納付方法

問 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103

保険料の納付方法には普通徴収(口座振替・納付書での支払い)と特別徴収(年金からの支払い)があります。普通徴収のかたは口座振替が原則です。現在納付書払いのかたは口座振替の申し込みをお願いします。

【口座振替の申し込み方法】

申込場所	市役所保険年金課・ 沼南支所窓口サービス課	金融機関
申込方法	キャッシュカード	口座振替依頼書
用意するもの	振替口座のキャッシュカード(手続き者本人のキャッシュカードのみ使用可能)・身分証明書	納入通知書または保険証、預金通帳、届出印
振替開始時期	申込日の翌月末の納期から	申込日の約2カ月後以降の納期から
取扱金融機関	千葉銀行・千葉興業銀行 京葉銀行・みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 常陽銀行・筑波銀行 東日本銀行 東京スター銀行 三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 水戸信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 銚子商工信用組合 中央労働金庫 ちば東葛農業協同組合 市川市農業協同組合 ゆうちょ銀行・郵便局	千葉銀行・千葉興業銀行 京葉銀行・みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 常陽銀行・筑波銀行 東日本銀行 東京スター銀行 三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 水戸信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 銚子商工信用組合 中央労働金庫 ちば東葛農業協同組合 市川市農業協同組合 ゆうちょ銀行・郵便局
注意事項	普通預金口座のキャッシュカードが使用できません。生体認証だけのキャッシュカード・貯蓄預金・代理人カード・法人カード、クレジットカードは使用できません	市内の金融機関には口座振替依頼書を備えてあります。市外から申し込み希望で、ご連絡いただいたかたには郵送もします

整骨院

エリアマップ1図 C-3

鍼、灸、ほねつぎ、接骨、整体

柏鍼灸整骨院

柏駅西口徒歩4分 保健事業利用券適用

■柏市あけぼの1-1-23
■TEL:04-7142-2525
■受付時間/平日8時45分~20時30分(不定休)
院長:山野辺 昇(柔道整復師 鍼灸師)

P あり(駐車場チケットあり)

各種手続



【納付書で納める場合】

納付書記載の金融機関・市役所・沼南支所・各出張所・柏駅前行政サービスセンター・ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストアでお支払いください※ただし、コンビニエンスストアでのお支払いはバーコード付きの納付期限が過ぎていない納付書で、納付書1枚当たりの金額が30万円以下のものだけ

【クレジットカードで納める場合】

パソコンやスマートフォンから、インターネットを通じて納付できます。

■用意するもの

納付番号・確認番号が記載されている納付書、利用可能なクレジットカード

※利用方法など、詳しくは市のホームページで確認を

【特別徴収(年金からの支払い)の場合】




加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料は原則世帯主の年金から天引きされますが、申し出により口座振替による納付方法を選択できます。

保険給付の種類

問 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103

国民健康保険加入者が受けられる各種給付は次頁表のとおりです。医療機関(病院・診療所・薬局等)の窓口で保険証を提示すると、それぞれの区分に応じた自己負担割合で保険診療が受けられます。

■区分

小学校就学未満 2割 	小学校就学後 70歳未満 3割 	70歳以上75歳未満 2割 現役並所得者 3割 
---	---	---

【自己負担割合】

自己負担割合は所得・年齢によって異なります。判定基準など、詳しくは市のホームページ・小冊子「こんにちはは国保です!」(※2)を見るか、保険年金課にお問い合わせください。

【高額療養費の支給】

ひと月(1日～末日)の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分の医療費を高額療養費として支給します。該当者には保険年金課から申請書を送付します。

【外来年間合算高額療養費の支給】

限度額区分が7月31日(基準日)時点で「一般」「低所得者Ⅰ」「低所得者Ⅱ」のいずれかに該当し、外来診療の自己負担額の年間合算額(8月1日から翌年7月31日までの合計)が14万4,000円を超えたかたに、超過分の金額を支給します。該当者には、保険年金課から申請書を送付します。

【限度額認定証】

入院や高額な外来診療・調剤を受ける場合に、「限度額適用認定証」(市民税非課税世帯のかたは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、月ごとの医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。認定証の交付については、保険年金課にお問い合わせください。なお、認定証の提示がない場合、限度額を超えると自己負担が生じます。超えた分は保険年金課から送付する申請書(※1)の提出により、高額療養費として支給します。

(※1) 審査機関による審査を経てから申請書をお送りします。そのため、申請書は受診した月から約3カ月後に送付します。また、支給金額は、審査機関で決定された金額となります

【自己負担限度額】

自己負担限度額は年齢・所得などによって異なります。計算方法など、詳しくは市のホームページ・小冊子「こんにちはは国保です!」(※2)を見るか、保険年金課にお問い合わせください。

(※2) 配布場所：保険年金課(市役所本庁舎1階)、沼南支所窓口サービス課、駅前行政サービスセンター、各出張所

【給付が制限される場合】

自己の犯罪行為や故意のけが、けんかや泥酔による病気やけが。

【交通事故にあった場合】

交通事故など第三者の行為による傷病でも保険診療は受けられます。後ほど保険者負担分を加害者に請求しますので、必ず「第三者の行為による傷病届」を保険年金課に提出してください。

※傷病届の提出前に示談をすると、加害者に医療費を請求できない場合がありますので、示談をする前に保険年金課に連絡を

一般労働組合 エリアマップ12図 E-1

笑顔あふれる 住まいづくり 街づくり

千葉土建一般労働組合 柏流山支部

共済・建設国保・一人親方労災。働く仲間とささえあう
確かな安心。

■柏市常盤台3-16
■TEL:04-7164-2093
■営業時間/09:00~17:00
■定休日/土曜・日曜・祝日 ■URL:http://www.doken-kn.jp/



P あり

■ その他の給付一覧

	こんなとき	受けられる給付	用意する物
療養費	医師が必要と認めたはり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた	審査決定された額の支給	医師の同意書、施術の内容が分かるもの、領収書、保険証、世帯主名義の口座が分かるもの
	やむを得ない事情で被保険者証を使わずに医師にかかった		診療報酬明細書(レセプト)の写し、領収書、保険証、世帯主名義の口座が分かるもの
	医師の指示によりコルセット等を作った		医師の証明書、領収書(内訳記載のもの)、保険証、世帯主名義の口座が分かるもの
海外療養費	海外渡航中に医者にかかったときに国内と同様の給付を受ける(臓器移植等は対象外)	審査決定された額の支給	①保険証 ②診療の内容が分かる医師の診療内容明細書(様式あり) ③領収書 ④領収明細書 ⑤世帯主名義の口座が分かるもの ⑥渡航者のパスポート ⑦診療内容の調査に関する同意書 ※②・④が外国語で作成されているときは翻訳者の住所・氏名が記載された日本語の翻訳文が必要
移送費	医師の指示により重病人を移送用の自動車等で入院、転院等させた	審査決定された額の支給	保険証、医師の意見書、移送経路(移送方法と移送年月日)、移送に要した費用の領収書、世帯主名義の口座が分かるもの
出産育児一時金	加入者が出産した	世帯主に42万円が支給(※1)	①保険証 ②出産費用の領収明細書 ③直接支払制度に関する合意文書 ④世帯主名義の口座が分かるもの ※海外出産の場合は、②・③不要。ただし、出産の事実が確認できる医師等の証明書とその翻訳したものの出産者のパスポートが必要
葬祭費	加入者が亡くなった	葬祭を行った人に50,000円が支給	保険証、施主名義の口座が分かるもの、施主を証する書類(会葬礼状、葬儀費用の領収書等)

(※1) 妊娠85日以上であれば、正常出産・早産・流産・死産の区別なく出産育児一時金が支給されます(医師の証明が必要な場合あり)

保健事業利用券の交付

問 保険年金課 ☎7164-4455 FAX 7164-1263

【対象】

柏市国民健康保険の被保険者で18歳以上のかた(保険料未納世帯を除く)

【交付の内容】

市の指定した施設で「はり等施術事業」、「お口のクリーニング事業」、「18歳から39歳までの健康診査事業」、「運動事業」を受ける場合、料金の一部を助成する利用券を1人8枚(1枚につき1,000円の助成)交付しています。

【手続き】

被保険者証を持参の上、保険年金課、沼南支所窓口サービス課、各出張所または柏駅前行政サービスセンターで申請してください。後日、利用券を郵送します。

【はり等施術事業】

はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧。1回につき利用券を1枚使用。自己負担額は各施設により異なります。利用は1日1回まで。保険適用となる場合は助成対象になりません。

【お口のクリーニング事業】

茶渋やタバコのヤニ等による着色、義歯などの汚れの除去、歯磨き指導等。費用4,000円に対し、1~4枚使用可。差額は自己負担。同日に保険による診察を受けることはできません。

【18歳から39歳までの健康診査事業】

生活習慣病・早期発見や重症化の予防を目的とした血液検査・尿検査等。健診の費用6~9月は、9,160円、10月~翌年1月は、9,330円に対し、1~8枚使用可。差額は自己負担。受診期間は6月から翌年1月まで。利用券を申請時にあわせてお申し込みください。後日受診券を郵送します。

整骨院 エリアマップ1図 C-3

鍼、灸、ほねつぎ、接骨、整体

柏鍼灸整骨院

柏駅西口徒歩4分 保健事業利用券適用

■柏市あけぼの1-1-23
■TEL:04-7142-2525
■受付時間/平日8時45分~20時30分(不定休)
院長:山野辺 昇(柔道整復師 鍼灸師)

P あり(駐車場チケットあり)

各種手続



【運動事業】

生活習慣病の予防や健康の保持増進を図ることを目的に、柏市指定の運動施設や運動教室等の利用費を助成。差額は自己負担。

※厚生年金に加入した場合は手続き不要
 ※手続きは沼南支所窓口サービス課・各出張所でも可
 ※第3号被保険者に該当した場合、第3号被保険者の配偶者が会社を変わった場合には配偶者の勤務先で手続きを
 ※上記以外にも届け出が必要な場合あり

高額介護合算療養費の支給

問 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、限度額を超えた場合に超えた分の差額を支給します。
 ※限度額について、詳しくは市のホームページ・小冊子「こんにちはは国保です！」を見るか、保険年金課に問い合わせを

保険料の納め方

問 国民年金室 ☎7167-1130 FAX 7167-8103

【保険料の種類】

- ①定額保険料
- ②付加保険料
 - 1 1カ月400円を定額保険料に上乗せして納めることで、受給する年金額が増えます
 - ※国民年金基金に加入しているかた、第1号被保険者以外のかたは付加保険料の納付不可

【60歳まで】

国民年金の保険料は、60歳の誕生日の前月（1日生まれのかたは前々月）まで納めてください。

【納付方法】

納付書を利用して金融機関やコンビニエンスストアで納める方法、金融機関の口座振替やクレジットカードで納める方法などがあります。

【前納割引引き】

保険料は前納による割引引きがあります。前納には、1カ月前納（口座振替だけ）・6カ月前納・1年前納・2年前納があります。

【保険料の免除】

- ・保険料の納付が困難な場合は、免除（全額・4分の3・半額・4分の1）、学生納付特例、納付猶予の制度があります
- ・国民年金第1号被保険者のかたが出産する場合は、産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金

国民年金に加入する人

問 国民年金室 ☎7167-1130 FAX 7167-8103

【必ず加入する人】

下記の種類に区分されています。

区分	対象
第1号被保険者	日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のかたで、自営業や農業等のかたとその配偶者、学生、アルバイトのかた等
第2号被保険者	会社員や公務員等で、厚生年金や共済組合に加入している65歳未満のかた
第3号被保険者	厚生年金や共済組合の加入者（第2号被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

【希望で加入する人】

- ①国内に住所がある60歳以上65歳未満のかた
 - ②海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ※昭和40年4月1日以前生まれのかたで、65歳に達しても受給資格を確保できないかたは70歳まで加入可
 ※第2・3号被保険者は任意加入不可

■国民年金（第1号被保険者）の加入・脱退などの主な手続きと必要書類

届け出内容	必要書類
海外へ転入・転出する場合	年金手帳・住民異動届の写し
会社を退職した場合	年金手帳・退職年月日の分かるもの
配偶者が退職した場合	年金手帳・配偶者の退職年月日の分かるもの
配偶者の扶養から外れた場合	年金手帳・扶養から外れた年月日の分かるもの

国民年金（老齢基礎年金）を受け取るには

問 国民年金室 ☎7167-1130 FAX 7167-8103

【届け出】

国民年金の第1号被保険者期間だけのかたが、年金を受け取る要件を満たすようになったときは、国民年金室で手続きをしてください。なお、厚生年金、共済年金、国民年金の第3号被保険者期間が含まれているかたの手続きは松戸年金事務所か街角の年金相談センター柏になります。

【必要書類】

加入期間が国民年金（第1号被保険者）だけのかたは国民年金室へ、厚生年金などを含むかたは松戸年金事務所（☎047-345-5517）へお問い合わせください。

一般労働組合

エリアマップ12図 E-1

笑顔あふれる 住まいづくり 街づくり

千葉土建一般労働組合 柏流山支部

共済・建設国保・一人親方労災。働く仲間とささえあう確かな安心。

■柏市常盤台3-16
 ■TEL:04-7164-2093
 ■営業時間/09:00~17:00
 ■定休日/土曜・日曜・祝日 ■URL:http://www.doken-kn.jp/



P あり

特別障害給付金

問 国民年金室 ☎7167-1130 FAX 7167-8103

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金などを受給していない障害者のかたに、福祉的措置として創設された制度です。

【対象となるかたは】

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

上記①か②のかたで、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害の状態にあるかた。

【支給の制限】

- ①本人の所得によって支給額が制限される場合があります
- ②老齢年金、遺族年金などを受給している場合は支給額が調整されます

【支給の開始】

認定後、請求のあった月の翌月分から支給されます。

国民年金の種類と受給要件

問 国民年金室 ☎7167-1130 FAX 7167-8103

年金の種類	受け取るための要件
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上あること（※1） ●原則として65歳に達していること（※2）
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金加入中か60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有する間に初診日のある病気やけがで、一定の障害の状態になったとき（※3） ※20歳前に初診日のある病気やけがで、一定の障害の状態になったときも対象となります（※4） ●原則、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせた期間が3分の2以上であることが必要です。初診日が20歳前の場合、納付要件はありません
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上あるかたが死亡したとき、死亡したかたが生計を支えていた子のある配偶者、または子に支給されます（※5） ●被保険者が亡くなった場合、原則、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせた期間が3分の2以上であることが必要です
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> ●第1号被保険者として保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上ある夫が受給前に死亡したとき、10年以上婚姻期間があった妻に60歳から65歳までの間支給されます
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> ●第1号被保険者（任意加入者を含む）として3年以上保険料を納めたかたが受給前に死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます

- （※1）保険料の一部免除が承認された場合、残りの保険料を納付しないと保険料未納期間と同じ扱いになります
- （※2）老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、本人の希望によって年齢を繰り上げまたは繰り下げて受け取ることができます
- （※3）初診日に第3号被保険者であった場合、手続き場所は松戸年金事務所か街角の年金相談センター柏になります
- （※4）初診日が20歳前の障害基礎年金は本人の所得額による制限があります
- （※5）子とは、18歳到達年度の末日（3月31日）までにある子が障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の子をいいます

整骨院

エリアマップ1図 C-3

鍼、灸、ほねつぎ、接骨、整体

柏鍼灸整骨院

柏駅西口徒歩4分 保健事業利用券適用

■柏市あけぼの1-1-23
 ■TEL:04-7142-2525
 ■受付時間/平日8時45分～20時30分（不定休）
 院長：山野辺 昇（柔道整復師 鍼灸師）

あり（駐車場チケットあり）